

[別紙]
様式1

事業報告書
(自 令和3年 9月 1日 至 令和4年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人樹花会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎市魚の町7番3号サンガーデン眼鏡橋1F
- (3) 設立認可年月日 平成27年 9月9日
- (4) 設立登記年月日 平成27年 9月17日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人樹花会松崎 内科循環器内科	長崎市魚の町7番3号サンガーデン眼鏡橋1F	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年10月16日	令和 2年度決算の決定
令和4年 8月31日	令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定
"	令和 4年度の借入金額の最高限度額の決定

(5) その他
なし

様式3-3

法人名 医療法人 樹花会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市魚の町7番3号サンガーデン眼鏡橋1F

貸借対照表

(令和4年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	19,299	I 流動負債	16,511
II 固定資産	22,364	II 固定負債	2,618
1 有形固定資産	4,847	負債合計	19,129
2 その他の資産	17,517	純資産の部	
		科目	金額
		I 利益剰余金	10,534
		1 その他利益剰余金	10,534
		II 基金	12,000
		純資産合計	22,534
資産合計	41,663	負債・純資産合計	41,663

法人名 医療法人 樹花会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市魚の町7番3号サンガーデン眼鏡橋1F

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
1 事 業 収 益	104,726
2 事 業 費 用	110,154
事 業 損 失	△5,428
II 事 業 外 収 益	41
III 事 業 外 費 用	50
経 常 利 益	△5,437
IV 特 別 利 益	3,552
税 引 前 当 期 純 利 益	△1,885
法 人 税 等	883
当 期 純 利 益	△2,768

様式 2

法人名 医療法人 樹花会
 所在地 長崎市魚の町7番3号サンガーデン眼鏡橋1F

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年 8月31日現在)

1. 資 産 額	41,663 千円
2. 負 債 額	19,129 千円
3. 純 資 産 額	22,534 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	19,299
B 固 定 資 産	22,364
C 資 産 合 計 (A+B)	41,663
D 負 債 合 計	19,129
E 純 資 産 (C-D)	22,534

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
 土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 樹花会
理事長 松崎 忠樹 殿

私は、医療法人 樹花会 の令和3会計年度（令和3年9月 1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月16日

医療法人 樹花会

監事 松崎 京介

